

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 令和二年度東京都補正予算の公表(二件)……………一
 ……(財務局主計部財政課)……………
- 建築基準法による一団地の区域……………二
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可(二件)……………三
 ……(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………
- 森林法による地域森林計画……………四
 ……(産業労働局農林水産部森林課)……………

公告

- 開発行為に関する工事完了……………五
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
 ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………七
 ……(下水道局)……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………七
 ……(同)……………

告示

●東京都告示第八十七号
 令和二年九月一日地方自治法(昭和二十二年法律第六十

七号)第七十九条第一項の規定により専決処分した令和
 二年度東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。
 令和三年二月三日

東京都知事 小池百合子

専 決

令和2年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和2年度東京都一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,100,000千円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,674,038,859千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
11	繰入金	1,655,167,729	-21,100,000	1,634,067,729
	03 基金繰入金	1,640,661,481	-21,100,000	1,619,561,481
歳 入 合 計		8,695,138,859	-21,100,000	8,674,038,859

歳出

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
09 産業労働費		1,252,120,239	-21,100,000	1,231,020,239
	02 産業労働管理費	179,191,000	-21,100,000	158,091,000
歳 出 合 計		8,695,138,859	-21,100,000	8,674,038,859

●東京都告示第八十八号

令和二年十一月二十六日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決処分した令和二年度東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。

令和三年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

専 決

令和2年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和2年度東京都一般会計の補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,037,645,328千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	917,707,348	14,400,000	932,107,348
	02 国庫補助金	699,920,978	14,400,000	714,320,978
11	繰入金	1,661,190,657	5,600,000	1,666,790,657
	03 基金繰入金	1,646,684,409	5,600,000	1,652,284,409
歳 入 合 計		9,017,645,328	20,000,000	9,037,645,328

歳出

（単位 千円）

科	目	既定予算額	補正予算額	計
款	項			
09 産業労働費		1,394,860,791	20,000,000	1,414,860,791
	02 産業労働管理費	158,091,000	20,000,000	178,091,000
歳出合計		9,017,645,328	20,000,000	9,037,645,328

●東京都告示第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

清瀬市野塩一丁目三百九十一番、野塩二丁目三百八十七番二、同番四十九、三百九十二番一から同番四まで、三百九十九番、四百一十一番、同番二、四百四十一番、四百一十一番、四百二十番一、四百二十三番一、四百五十番二、四百五十五番、四百五十八番、四百五十九番、四百六十一番、四百六十四番一、四百七十四番一、四百七十五番、四百七十六番、四百八十七番一、四百八十八番一、四百八十九番、四百九十四番一、四百九十八番、五百番一、五百一十一番、五百七十一番、五百十番から五百十二番まで及び五百十五番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

●東京都告示第九十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二

十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に三重県津市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和二年十一月十二日

●東京都告示第九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に静岡県熱海市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和二年十一月十二日

●東京都告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、地域森林計画を定めたので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和三年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

地域森林計画の名称 多摩地域森林計画

縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部森林課
及び東京都森林事務所保全課

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

調布市調布ヶ丘三丁目十六番

許可を受けた者の
住所及び氏名

小金井市緑町二丁目一番三
十四号

大和ハウス工業株式会社
支配人 坂井 淳一

清瀬市中里三丁目九百三十番
十三号

西東京市東伏見三丁目八番
十三号

ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年二月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の設置者の
代表者名

六 変更後の設置者の
代表者名

七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称

八 変更前の小売業者
の代表者名

サミットストア井荻店

杉並区井草三丁目四番二十三号

サミット株式会社

杉並区永福三丁目五十七番十四号

田尻 一

服部 哲也

サミット株式会社ほか一名

田尻 一（サミット株式会社）ほか

九 変更後の小売業者 服部 哲也(サミット株式会社)の代表者名 ほか

十 変更日 令和二年四月一日

十一 届出日 令和二年十二月二十一日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和三年二月三日から同年六月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和三年二月三日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 月日 指定番号 商号又は名称 新事業所所在地 旧事業所所在地

令和二年十一月四日 五六五五 株式会社 三石設備 世田谷区池尻三丁目三十番五号 世田谷区三軒茶屋二丁目三十九番八号 松本マンション 荘一階 一〇一号室

同日 五三五〇 有田村山田 武蔵村山市 三ツ藤一丁目三番地の九 佐藤住設商会 武蔵村山市 学園一丁目四十一番地の十五パレ・ドール 武蔵野台II 三〇八

同日 五五三四 IZUMI建設株式会社 大田区池上六丁目十七番四号 新家ビルNo.二

同日 四九五二 多摩管材株式会社 世田谷区上祖師谷一丁目九番十一号 メゾンソレイユ一〇一

同日 四八六八 株式会社 来栖 祐也 来栖 進

同日 二九一〇 丸ノ内工業株式会社 中野 泰作 伴田 貴

二 代表者を変更した事業者

受理年 月日 指定番号 商号又は名称 新代表者名 旧代表者名

令和二年十一月二日 四八六八 株式会社 来栖 祐也 来栖 進

同日 二九一〇 丸ノ内工業株式会社 中野 泰作 伴田 貴

同日 三八二八 小田原工業株式会社 小田原剛久 小田原健作

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者

者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和三年二月三日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地

五七一七 株式会社 及川 拓紀 江戸川区松島二丁目三十二番十六号

五七一八 三栄設備工業所 小林 康則 八王子市東中野五十番地六

二 指定年月日

令和二年十二月十六日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

